

Title	オーバーシュレージエン鉱山業における大貴族経営の近代化と発展： 1847年からプレス侯領の石炭鉱業で実施された近代化政策をめぐって
Sub Title	Modernisierung und Entwicklung des Magnatenbetriebes in der oberschlesischen Montanindustrie
Author	細田, 信輔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1994
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.1 (1994. 4) ,p.98- 123
JaLC DOI	10.14991/001.19940401-0098
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19940401-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オーバーシュレージエン鉱山業における マグナーテン 大貴族経営の近代化と発展*

—1847年からプレス侯領の石炭鉱業で実施された
近代化政策をめぐって—

細田 信輔

- I 序
- II プレス侯領の鉱業特権
- III プレス侯領の鉱業組織の再編成
- IV 出炭量と採鉱技術の進歩
- V 石炭販売市場と交通機関の発達
- VI 結語

I 序

オーバーシュレージエン（Oberschlesien, ポーランド語形：グルヌィ・シロンスク Górný Śląsk）は、現在ではポーランド領に属しているが、第二次世界大戦の終結まで、ポーランド、チェコ（ボヘミア）、オーストリア、ドイツ（プロイセン）と歴代四ヶ国の統治下（または分割支配下）に置かれており、中部ヨーロッパ（Mitteleuropa）史の中でも特異な位置を占めている。第一次世界大戦前にオーバーシュレージエンはドイツ帝国においてルール地方に次ぐ工業地帯に発展したが、その近現代史は同時にドイツ系・ポーランド系住民間の対立によって彩られている。このことは、戦後の歴史学界で、当地の主要産業である鉱業・製錬業とそれに従事していた労働者の状態や民族問題をテーマとする研究が殊に重視されてきた事実にも自ずと反映されているが、その質量ともに豊かな研究蓄積にもかかわらず、1850年代から1870年代にかけての時期については十分な考察がなされているとは言いがたい。同時期に生じた社会経済的諸変化、例えば「農民解放」の終了過程、顕著な人口増加、資本主義的工業化に伴う生産力の飛躍的な発展等を考慮すれば、当時の鉱工業の発展と

* 本稿は、筆者の学位論文 Shinsuke Hosoda : Położenie socjalne robotników w górnictwie węglowym w Księstwie Pszczyńskim 1847-1870, dys. Wrocław 1992 (mpis). の序文と第一章をもとにして新たに作成したものである。

労働者の状態を分析することは重要な意味をもっているといえよう。⁽¹⁾

本稿の研究対象となるのは、オーバーシュレージエンの南部に位置していたプレス侯領 (Fürstentum Pleß) の石炭鉱業である (図1を参照)。南部一帯に広大な土地を所有していたプレス侯は、当時のプロイセン王国における最大の地主貴族として知られている。オーバーシュレージエン工業地帯の中で、出炭量からみれば、プレス侯領の石炭鉱業は決して中心的な役割を演じてはいないが、同領の大土地所有を基盤とした多部門生産経営の一部を成すことによって、当地の各産業において支配的なマグナーテン (大貴族) 経営の典型的な一形態を示している。⁽²⁾ これに加えて、同工業地帯の中心部 (ボイテン Beuthen, グライヴィッツ Gleiwitz, ミスロヴィッツ Myslowitz 三角地域) の炭鉱と比較して注目すべきは、プレス侯領の炭鉱が例外的にプロイセン鉱山局 (Bergamt) の監督下に置かれていなかったことである。このような、いわば国家の直接的な干渉を免れていたプレス侯領の石炭鉱業は、オーバーシュレージエンのマグナーテン経営の問題を考察する上で、興味深い研究対象であるように思われる。

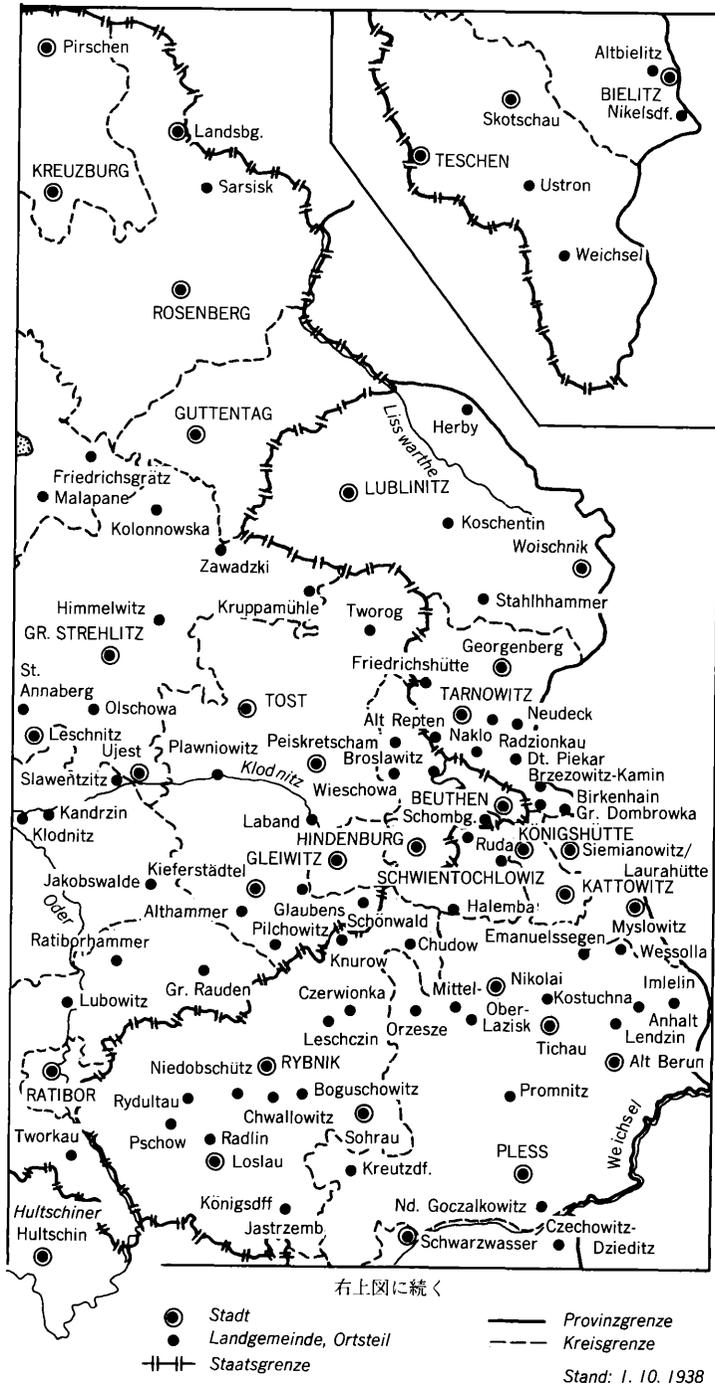
本稿の対象とする時期は、1847-1870年にほぼ限定されている。1847年を考察の起点とする理由は、同年にプレス侯領がアンハルト・ケーテン (Anhalt-Köthen) 家からニーダーシュレージエン (Niederschlesien) に所領を構えていたホーホベルク (Hochberg) 家に継承されただけでなく、その後実施されたマグナーテン経営の改革が同領の石炭鉱業を発展させる基盤となっているからである。また、1870年前後に区切りをつけるのは、同領の各炭鉱の発展において一定の方向性が顕現してくるのが60年代後半から70年代初頭にかけてのことだからである。まず、その背景として、当時の二人のプレス侯、ハンス・ハインリヒ (Hans Heinrich) 10世と11世が実施した領内経済政策を概観しておく必要がある。⁽³⁾

(1) S. Michalkiewicz : Stan i potrzeby badań nad dziejami klasy robotniczej na Śląsku w XIX i XX w. (do 1945 r.), [w:] S. Kalabiński (red.), Polska klasa robotnicza, t. I, Warszawa 1979, s. 187, 197-198. 現在まで引き継がれた、当地におけるドイツ系・ポーランド系住民間の問題とその研究文献については、拙稿「オーバーシュレージエン鉱山業における労働関係の史的展開 (1847~1870年) — プレス侯領の石炭鉱業について —」, 『社会経済史学』第59巻6号 (1994年3月), 第I章を参照。

(2) シュレージエン史学界において、プレス侯領の領主経営を扱った発表論文は多いが、その殆どは他の生産部門 (農業, 製錬業, 漁業等) に関わるもので、対象とする時期も19世紀前半に集中している。石炭鉱業については、その成立と発展を通史的に叙述したE. ツィーフエルの著作がこれまでの唯一のモノグラフィといつてよい。E. Zivier : Entwicklung des Steinkohlenbergbaues im Fürstentum Pleß, Kattowitz 1913. また、同領の炭鉱における労働関係をテーマとした研究には、注(1)の拙稿の他に、S. Hosoda : Regulamin karny (1861) i regulamin pracy (1869) w kopalniach Księstwa Pszczyńskiego, “Śląski Kwartalnik Historyczny Sobótka”, R.47 (1992), nr 3-4がある。なお、オーバーシュレージエンのマグナーテン経営に関する研究文献 (邦語文献を含む) については、前掲拙稿 (第I章) を参照されたい。

(3) プレス侯の国政への参加やプロイセン王室との関係については、K. Weigelt : Die Grafen von Hochberg, Breslau 1896, S. 340-345 ; E. Zivier : Heinrich XI. Herzog von Pleß, “Oberschlesien”, Jg. 6(1907), H. 7, S. 310-312, 317-318. に詳しい。

図1 オーバーシュレージエン工業地帯とテッシェン地域



出典：H. Weczerka (Hg.): Handbuch der historischen Stätten. Schlesien, Stuttgart 1977.

ハンス・ハインリヒ10世の治代(1847-55)で特筆すべきは、領主経営の抜本的改革が実施されていることである。1847年までのアンハルト・ケーテン期において領内を支配していたのは、いわゆる自然経済の形態(奉公、夫役、現物給与等)をとる停滞的な経済制度であった。また、それは独自に発行された、領内でのみ有効な紙幣(Köthener Thalerscheine)の流通によって部分的に支えられており、金銭の出納には借金割り符(Kerbholz)による前時代的な清算方法が用いられていた。プレス侯は、領主経営を改革する前提として、最初に「貨幣経済」と「簿記制度」を全面的に導入し、次に、後述するように、各生産部門の「自立的」運営を促進している。1847-48年の馬鈴薯の凶作と飢餓チフスの伝染、さらに「三月革命期」の政治的混乱は莫大な損害をもたらしたが、その後、領地経済の再建は、プレス侯の着手した様々な公共事業及び鉱工業施設の拡充を皮切りに着々と進行し、後年に実を結ぶことになる。具体例としては、公共道路の建設、大規模な農林業振興事業(分農場の建設、湿地帯開拓のための治水工事)、炭鉱、製鉄所、製材所、蒸気製粉所、搾油所の建設等が挙げられる⁽⁴⁾。

1855年に襲爵したハンス・ハインリヒ11世は、先代の経済政策を継承することによって、多くの生産分野でめざましい業績を残したが⁽⁵⁾、鉱工業の出資は、農林業と比較すると、小規模なものに抑制されている。E. ツィーフエルが的確に指摘しているように、プレス侯はその当時、オーバーシュレージエン工業地帯中心部の急速な発展のテンポに歩調を合わせるべきか、さもなくば同領の地理的に不利な条件を考慮し、好機が熟するまで思い切った投資をしばらくは控えるべきか、という問題に直面していた。有力企業と競合するためには領内の生産設備の刷新と拡張は不可欠の前提であったが、工業化の進展に伴って多くの企業が株式会社に変容していく時代において、プレス侯領のような伝統的な信託遺贈(Fideikommiß)を基礎とする領主経営では投資能力にも限度があったことは否めない⁽⁶⁾。このような状況を鑑みて、プレス侯は、1860年以降、炭鉱経営を推進しながらも、その他の採算が悪く老朽化した工業施設(主に製鉄所)を次々と閉鎖していく。ここで重要な⁽⁷⁾のは、工業施設の閉鎖により、燃料(石炭)の供給源であった炭鉱との結合関係が消滅し、各生産部門の相互依存関係を特徴としていたプレス侯領の経済構造に変化が生じたことである。そして、

(4) K. Weigelt : op. cit., S. 333-340 ; J. Kruczek/T. Włodarska : *Życie dworskie w Pszczynie (1765-1846)*, Pszczyna 1984, s. 34. 「貨幣経済」への移行は、鉱山業では、それまで職員に支払われていた現物給与の大部分が金銭給与に換金されたことに端的に示されている(前掲拙稿、第三章)。また、プレス郡住民の10%以上の死者を出した「飢餓チフス」及び「三月革命」前後の当地の社会運動については、H. Bleiber : *Zwischen Reform und Revolution. Lage und Kämpfe der schlesischen Bauern und Landarbeiter im Vormärz 1840-1847*, Berlin (0) 1966. を参照。

(5) 農林業や他の工業部門に対するプレス侯の近代化政策については、E. Zivier : *Hans Heinrich XI....*, S. 312-315 ; K. Fuchs : *Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Schlesiens*, Dortmund 1985. S. 130-131. が参考となろう。

(6) E. Zivier : *Entwicklung des Steinkohlenbergbaues...*, S. 48-49.

(7) *Ibid.* ; E. Zivier : *Hans Heinrich XI....*, S. 315.

このような変化は、後述するように、石炭工業の発展と決して無関係ではない。

オーバーシュレージエンの鉱山業が急成長を遂げる19世紀後半は、プレス侯領の炭鉱にとっても重要な転換期となり、それは鉱業組織の再編成から始まり、続いて採鉱技術を一新することによって出炭量の顕著な増大となって表れている。そして、このことは、1840年代から開始される当地の鉄道建設と緊密に連関している⁽⁸⁾。本稿の課題は、プレス侯領の石炭鉱業の「近代化」と発展の過程を、以下の四つの視点から分析することにある。まず、プレス侯領に付与されていた「鉱業特権」の特色(II)と鉱業組織が再編成されていく経緯(III)を明らかにし、次に、同領の石炭鉱業の発展を、出炭量と採鉱技術の進歩(IV)、石炭販売市場と交通機関の発達(V)の二つの観点から吟味する。だが、本稿は、以上の問題をマクロ的な視点から分析するものではない。というのは、そのような分析には、オーバーシュレージエンの他のマグナーテン経営との比較検討が求められるからである。このようなアプローチは、各マグナーテン経営の個別研究が不十分な現在の研究状況では殆ど不可能であり、今後の課題とするほかはない。従って、プレス侯領の各炭鉱の発展過程に関しては、技術的進歩と交通機関の発達の両面から追跡するにとどめ、その個別的な因果関係に焦点を絞って考察してみたい。

II プレス侯領の鉱業特権

オーバーシュレージエン工業地帯の中で、プレス侯領の炭鉱は、プロイセン国家の鉱山局の監督下に置かれていなかったという点で、特殊な位置を占めている。本章では、プレス侯領が享受していた鉱業特権(Bergwerksgerechtsame)の由来とその内容を紹介し、次に、そのような特権に対し、1850～60年代のプロイセン鉱業政策の転換が及ぼした影響について触れてみよう。

1517年より freie Standesherrschaft の称号を冠していたプレス領は行政権の及ぶ圏内で鉱物採

(8) 19世紀後半のオーバーシュレージエン鉱山業の発展に関しては、K. Popiołek : Górnśląski przemysł górniczo-hutniczy w drugiej połowie XIX wieku, Katowice/Kraków 1965 ; J. Jaros : Historia górnictwa węglowego w Zagłębiu Górnśląskim do 1914 roku, Wrocław/Warszawa/Kraków 1965. が全体の見取図を与えてくれる。また、鉄道建設とオーバーシュレージエン工業地帯の相互依存的な発展関係を詳細に分析した研究として、K. Fuchs : Vom Dirigismus zum Liberalismus. Die Entwicklung Oberschlesiens als preußisches Berg- und Hüttenrevier, Wiesbaden 1970. を挙げておく。

(9) 1517年は、チェシン(Cieszyn)公がプレス公領(Herzogtum)をトゥルツォウ(Thurzo)家に売却した年にあたる。それ以来、侯爵位をもたぬ家系の所領となったため、(freie) Standesherrschaft Pleß と改称された。Standesherrschaft から Fürstentum に昇格したのは、1825年のことである。E. Zivier : Rechtsverhältnisse der "Freien Standesherrschaft" Fürstenthum Pless, Kattowitz 1898, S. 25-27. ツィーフエルによれば、「つまり、シュレージエンにおける Standesherrschaft とは、公爵位をもたぬ者の所有下でありながら、公爵領の全ての権利を与えられていた所領のことである。このような領地は、その所有者の姓氏と個人的な爵位を除けば、実際の公爵領と何ら異なるところはなかった」(Ibid., S. 26)。

掘の排他的独占権 (Bergregal) を享受していた。⁽¹⁰⁾ だが、フリードリヒ大王期の1769年6月5日の鉱業条例 (Revidierte Bergordnung für das souveräne Herzogthum Schlesien und für die Grafschaft Glatz) により、鉄鉱石を除く全ての鉱物資源の国王大権が布告されてから、シュレージエンの鉱山は王国上級鉱山局 (Königliches Oberbergamt: 以下、「上級鉱山局」と略記) の「監督原則 Direktionsprinzip」の統制下に編成されることになる。すなわち、「上級鉱山局」は、国营及び民営鉱山の経済活動全般 (鉱山の開設, 経営指導, 納税, 会計検査, 収益の算定と分配, 産物価格の決定等) ならびに労働者の雇用と解雇および労働諸条件を監督・規制する権限を行使することになった。⁽¹¹⁾ この鉱業条例は、鉱山支配権をめぐるプレス侯と「上級鉱山局」との永年にわたる係争の原因となる。両者の対立は、上級裁判所 (Obertribunal) における法廷闘争 (1785-87年) にまで発展するが、⁽¹²⁾ 最終的には、1824年3月4/26日にプレス侯ハインリヒと「上級鉱山局」の間で締結された協定によって幕を閉じる。この「協定」はプレス侯領のこれまでの鉱業特権 (鉱山支配権) を有効とし、⁽¹³⁾ その主旨を要約すれば以下ようになる。

① freier Standesherr ことプレス侯は、freie Standesherrschaft の領内 (プレス侯領) における世襲領地、非封所有地 (Allodgüter) ならびに土地領有権 (Dominialrecht) を付与されていない都市や農村の地表で、採掘権設定の申請 (Mutung) や官庁の特別な許可を必要とすることなく、鉱山・製錬所を開設する権利を有する。②国家は、プレス侯の許可なくして、同領の鉱山および製錬所に第三者を立ち入らせてはならない。③同領の鉱山と製錬所を管轄する鉱業警察 (Bergpolizei) は、鉱山官庁ではなく、プレス侯に直属する。④これらの諸権利は、かつての同領の政治的境界内にあった騎士領、いわゆる封臣領 (Vasallengüter) にも適用されうる。⑤鉱山および製錬所を開業する際、プレス侯は州官庁に届け出る義務がある。貢租納入の件については、その全額を納入する意思がない場合、もしくは納入を免除されていない場合は、プレス侯は州官庁と協議しなければならない。⁽¹⁴⁾ これに補足すると、プレス侯が炭鉱に対する租税 (十分の一税など) を免除されたのは、1787年4月16日の政令に拠っている。このような租税の免除は、1840年10月12日の政令によってガルマイ鉱にまで適用され、⁽¹⁵⁾ プレス侯領はプロイセン国家の中で例外的に鉱山支配権 (Bergregal)

(10) E. Zivier: *Entwicklung des Steinkohlenbergbaues...*, S. 1. それまでプレス侯領が「鉱山支配権」を維持してきた歴史的背景については、ders.: *Entwicklung des Bergregals in Schlesien und die Bergwerksgerechsamte des Fürstentums Pleß*, Kattowitz 1908. を参照。

(11) J. Jaros: *Organizacja rządowej administracji górniczej na Śląsku w latach 1769-1922*, "Archeion", R. 31 (1956); 肥前栄一「プロイセン絶対主義の鉱業政策とオーバーシュレージエン鉱山業」, 同著『ドイツ経済政策史序説』未来社, 1973年所収, 83-90頁を参照。

(12) E. Zivier: *Entwicklung des Steinkohlenbergbaues...*, S. 16-18.

(13) Ibid., S. 1,9, 17-18.

(14) Ibid., S. 1-10; A. Heilberg: *Der Rezeß über die Bergwerksgerechsamte der freien Standesherrschaft Pleß vom 4. März 1824*, Kattowitz, S. 85-108.

(15) E. Zivier: *Entwicklung des Steinkohlenbergbaues...*, S. 10.

を保持することになったのである。

だが、1850～60年代に公布された一連の鉱業法は、プロイセン鉱業政策の転換をなしただけでなく、プレス侯領の鉱業特権にも影響を及ぼしている。とりわけ、1860年5月21日の法律⁽¹⁶⁾と1865年6月24日の「一般鉱業法」⁽¹⁷⁾により、従来の「上級鉱山局の監督原則」は廃止され、鉱山業の各民間企業に経営の自主性が承認されることになった。その結果、プロイセン鉱山局の権限は、鉱業警察の範囲内における監督権、すなわち各鉱山の安全性の査察（建造物の安全性の確認、地表面の保全、労働者の生命と健康の保護等）に限定されている⁽¹⁸⁾。このような鉱業政策の転換を背景に、1871年6月に「上級鉱山局」は、プレス侯領の総裁宛の書簡で、それまでプレス侯に直属していた鉱業警察の監督権を要求している。その理由として、労働者と環境を保護する立場上、災害予防手段としての鉱業警察の職務は企業経営から切り離されて自立的でなければならないことが強調されており、このことは「一般鉱業法」にも明文化されている⁽¹⁹⁾。結局、この問題はプレス侯が譲歩し、1872年10月4/12日の協定により、鉱業警察の監督権は「上級鉱山局」に移譲されることになった⁽²⁰⁾。

次に、このような鉱業特権（鉱山支配権）を保持することがプレス侯領の炭鉱の発展にどのような意味をもっていたか、を検討してみよう。

III プレス侯領の鉱業組織の再編成

さて、ホーホベルク家が実施した鉱業組織の改革を論じる上で、前述の鉱業特権を享受していたプレス侯領の炭鉱がいかなる状態であったのか、という問題は注目に値する。それは、1847年のホーホベルク家がプレス侯領を継承した時点、つまりアンハルト・ケーテン期末における炭鉱の劣悪な状態に端的に表れている。

1847/48年度の年間報告で新任の鉱山長（Bergmeister）J.ブラーデ（Julius Brade）は、各炭鉱の状態を克明に描写し、何よりもまず炭鉱経営の無計画性と管理システムの杜撰さを指摘している。作孔・探鉱作業は無計画かつ稚拙な方法でおこなわれ、操業計画は無きに等しく、鉱山地図、探査図、炭層平面図すら用いられていなかったという。さらに炭鉱経営を混乱させていた原因として経

(16) Gesetz die Aufsicht der Bergbehörden über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter betreffend. Vom 21. Mai 1860, Gesetz-Sammlung für die Königlichen preussischen Staaten（以下、GSと略記）1860, S. 201-206.

(17) Allgemeines Berggesetz für die preussischen Staaten. Vom 24. Juni 1865, GS 1865, S. 705-760.

(18) 当時の鉱業法については、K. Jonca : Polityka socjalna Niemiec w przemyśle ciężkim Górnego Śląska (1871-1914), Katowice 1966, s. 73-77 ; 肥前栄一前掲論文, 99頁以下を参照。

(19) Archiwum Państwowe w Pszczynie（以下、AP Pszczynaと略記）、Archiwum Książąt Pszczyńskich（以下、AKPと略記）VII-128, fol. 1-4, Schreiben des Oberbergamtes an den Generaldirektor Weigelt vom 14. I. 1871.

(20) AP Pszczyna, AKP VII-128, fol. 27, 29. 注（17）を参照

営機構の無秩序なさまが挙げられている。粗略な経理のために財政は管理不能であり、個々の立坑の原価計算まで困難な状況であった。技術指導を目的とした炭鉱視察も実施されることはなく、経営職員と坑夫長（Steiger）の間で炭鉱運営について協議することも皆無であった。⁽²¹⁾ 同年間報告は、採炭夫（Hauer）の平均労働生産性に対しては高い評価を下しているが、一方、部分的とはいえ、依然として手押車（Karren）で作業している運搬夫（Förderleute）の労働生産性については標準的な要求を下回るものと見做している。⁽²²⁾ 鉱山長ブラーデが驚きを隠せなかったのは、前章で言及した鉱業特権（特に租税の免除）にもかかわらず、プレス侯領の炭鉱が他のオーバーシュレージェンの炭鉱と競合する能力に欠けていたこと⁽²³⁾であった。

ここにみられる炭鉱経営や採鉱技術の停滞状況は以下の二点に主な原因を求めることができる。まず第一に、アンハルト・ケーテン期の最後のプレス侯ハインリヒが、嫡子がなく家系の断絶を意識していたために、領主経営を半ば放棄していたことである。1841年より炭鉱事業の運営は財政管理局（Rentkammer oder Rentamt）に委託されているが、このような状況では財政管理局が提案した殆どの投資計画（蒸気機関の設置、労働者コロニーや運搬道路の建設等）は実現されなかったといわれる。⁽²⁴⁾ 第二に指摘すべきは、プレス侯領がプロイセン国家の鉱山局の監督下に置かれていなかったことである。すなわち、免税などの特権を認められていたにもかかわらず、経営管理・採鉱技術の両面において国家の監督と指導を排除してきたことが、第一の原因と相俟って、アンハルト・ケーテン期では炭鉱事業の後進性を招来し、他のオーバーシュレージェンの炭鉱に大きく遅れをとることになったといえよう。

このような炭鉱経営の劣悪な状態に対し、ホーホベルク家は迅速な処置を講じている。早くも1847年には鉱業組織の再編成が始まり、まず、ニコライ（Nikolai）市に鉱業管理部（Bergwerksverwaltung）が新たに設立されている。1847年5月、プレス侯は、ニーダーシュレージェンのヴァルデンプルク（Waldenburg）鉱山地帯の王国鉱山局鉱山長J.ブラーデを引き抜き、彼に鉱山業の経営指導を全権委任した。⁽²⁵⁾ 同じく5月に、プレス侯は鉱山長ブラーデの部下となる以下の三人の職員をプレス侯領鉱業管理部の構成員として任命している。①鉱山宣誓士（Berggeschworener）：ブ

(21) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 1-5, Jahres-Bericht über den Betrieb und die Geschäfts-Verwaltung der Steinkohlen-Gruben und Eisenerz Förderungen in der freien Standesherrschaft Pleß während des Rechnungsjahres 1847/48 vom 10. VII. 1849.

(22) Ibid., fol. 2, 25.

(23) Ibid., fol. 17, 29.

(24) E. Zivier : Entwicklung des Steinkohlenbergbaues..., S. 36-40, 68-69.

(25) AP Pszczyna, AKP VII-418, fol. 114, Copia vidimata vom 23. III. 1847. ニーダーシュレージェン 鉱山局の組織構成は、J. Jaros : op. cit., s. 191 i n. に要約されている。ヴァルデンプルク 鉱山地帯のホーホベルク家の炭鉱に関しては、S. Michalkiewicz : Górnictwo i położenie robotników w Zagłębiu Wałbrzysko-Noworudzkim w pierwszej połowie XIX wieku, Wrocław/Warszawa/Kraków 1965.を参照。

リュックナー (Brückner), ②作業長 (Schichtmeister) : H. ライスナー (Heinrich Reissner), ③主席坑夫長 (Obersteiger) : G. ブラウナー (Gottlieb Brauner)。このうち、ブリュックナーはアンハルト・ケーテン期から主席坑夫長として勤務していたが、後の二人は外部から起用されている。ライスナーはそれまで数年間ホーホベルク家所有のヴァルデンプルクの炭鉱で作業長補佐を務め、ブラウナーも同鉱山地帯の坑夫長であった。すなわち、1847年7月より活動を始めたプレス侯領鉱業管理部の実権は三人のニーダーシュレージエン出身の職員と一人の現地の古参職員の手中に委ねられたのである。⁽²⁶⁾

鉱業管理部の新設と同時に着手されたのは従来の職員の配置転換と職務解任であった。1847年、前作業長トミティウス (Tomitius) は領内のイダ製鉄所に転属となり、1848年には坑夫長トーマス (Thomas), 監視員 (Kohlenaufseher) コルツァン (Kolzan), 測量員 (Kohlenmesser) クライス (Kreiss) ら三人の鉱山 (下級) 職員が解雇されている。その理由は、勤務時間中の飲酒とアウグステンフロイデ炭鉱での塊炭横領の嫌疑である。⁽²⁷⁾

また、このような鉱業組織の再編成と平行しておこなわれたのは、他の生産部門 (農業, 林業, 建設業, 製錬業等) も含めたプレス侯領の領主経営の機構的改革であった。それは、従来の財政管理局を頂点とする弛緩した中央集権的の制度から、各生産部門の経営指導及び会計制度の自立化、つまり経営組織の脱中央集権化へと方向転換するものだった。その結果、財政管理局は、権限を大幅に縮小され、最終的には1848年5月に解体されることになる。⁽²⁸⁾ この全体の枠組の変化に応じて、鉱業管理部も自立的組織としての機能を確立していく。

1847年9月27日、プレス侯は炭鉱事業の現状分析を趣旨とした会議を召集し、翌28日、『プレス侯領炭鉱における経営管理, 操業指導, 操業運営に関する規程』を制定した。⁽²⁹⁾ すでにこの時点で鉱業管理部は財政管理局から分離した自立的組織として発足しており、プレス侯に対してのみ責任を

(26) AP Pszczyna, AKP VIII-524, fol. 1-2, Schreiben des Fürsten von Pleß vom 11. V. 1847; AKP VIII-365, fol. 41, Besoldungen und Pensionen (1846).

(27) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 12; AKP VIII-524, fol. 61-61.

(28) 財政管理局の解体と結びついたプレス侯領の全経営組織の改革は, "Reglement zur Verwaltung der freien Standesherrschaft Pleß nach Auflösung der Rent-Kammer vom 25. IV. 1848" (AP Pszczyna, AKP VII-103, fol. 84-102) に具体的に示されている。また, 注目すべきは, 同時期にオーバーシュレージエンの他のマグナーテン経営 (例えば, ドナースマルク Donnersmark 家やティーレ・ヴィンクラー Thiele-Winckler 家) にも同様な経営組織の改革が観察されることである。W. Długoborski : Typy przedsiębiorstw w górnictwie i hutnictwie Górnego Śląska (do 1939 r.), [w:] I. Pietrzak-Pawłowska (red.) : Zakłady przemysłowe w Polsce XIX i XX w. Studia i materiały, Wrocław 1967, s. 53 i n.

(29) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 10; AKP VII-103, fol. 7-29, Reglement zur Geschäftsverwaltung, Betriebsleitung und Betriebsausführung der im Fürstenthum Pleß gelegenen Gruben vom 28. IX. 1847.

負うものであったが、この『規程』は鉱業組織を制度的に再編成する目的をもっていた。その模範となったのはニーダーシュレーゼンの王国鉱山局の管理機構であり、鉱業管理部職員の服務規程もそのように制定されている⁽³⁰⁾。以下、重要な点を引用してみよう。

鉱山長の職務に属するのは、主として経営計画および各炭鉱に関する年間報告の作成、会計監査、職員全般の業務指導と監督などである。鉱山長に服属する職員の職務と権限は下記のように要約される。①鉱山宣誓士は請負賃金率を取り決め、それを請負台帳に記入する他、坑夫長を監督し、各炭鉱からの視察報告書（Fahrbuch）と月間・四半期報告書を提出する。また、主席坑夫長と協力して労働災害の予防対策を講ずる。②作業長は、經理担当者として、出納・会計業務、各炭鉱のコスト計算書と予算案の作成、財政報告の提出、中央鉱業金庫と財政金庫（Rentkasse）との決済、決算書の監査、在庫品調査、資材・用具の購入等を職務とし、これ以外に鉱山宣誓士と共同で炭鉱の運営計画を作成する。③主席坑夫長は、鉱山測量技師として、鉱山図を作製し、鉱山測量と探鉱作業を計画的に遂行することを主要な任務とする。以上と関連して指摘すべきは、鉱山宣誓士、作業長、主席坑夫長、各炭鉱の坑夫長が参加する坑内巡視（Befahrung）が義務化されたことである。これは、従来まで顧慮されなかった職員相互の意見の交換や議論の場を提供することを目的としている。そして、この『規程』全体から確認しえるのは、プレス侯自身がこの鉱業組織の改革に積極的に関与していることであり、それは、全炭鉱の事業経過と経営及び財政状態がプレス侯に逐一報告されるように配慮されていることに表れている⁽³¹⁾。

しかし、1847年以後数年間、飢餓チフスの感染と「三月革命期」の政治的混乱の後遺症はプレス侯領の石炭鉱業の発展を妨げ、新設された鉱業管理部が生産面で本格的な改革を実行したのは1851年のことである。その改革の指針となったのは、1851年6月に鉱山長ブラーデが作成した『エマヌエルスゼーゲン炭鉱の出炭量60万^{トン}達成のための経営計画』である⁽³²⁾。後述するように、この『経営計画』により蒸気機関の導入を中心とした技術革新が実施されたが、それに応じて経営指導部である鉱業管理部を補強ないしは改組する必要が生じた。1851年12月、プレス侯は、ヴァルデンプルク鉱山地帯から王国鉱山宣誓士トゥンス（Thuns）をプレス侯領の鉱山監督長（Berginspektor）、すなわち鉱山長ブラーデの代理に抜擢した。このことは、ブラーデがヴァルデンプルクに在住し、当地のホーホベルク家が所有する炭鉱の経営指導も兼任していたことと関連している。当初、鉱山監督長トゥンスは、前出の鉱山宣誓士ブリュックナーの職務を引き継ぐとともに、これまで鉱山長が

(30) AP Pszczyna, AKP VII-103, fol. 7.

(31) Ibid., fol. 8, 9, 15-16.

(32) Ibid., fol. 7-29 ; S. Hosoda: Położenie socjalne robotników..., s. 18 i n.

(33) AP Pszczyna, AKP VII-538, fol. 130-165, Betriebs-Plan zur Steigerung der Förderung auf Emanuel Seegen Grube bis auf 600,000 Tonnen vom 6. VI. 1851.

担当していた経営計画の作成や会計監査を兼務することになった。⁽³⁴⁾ プレス侯は、トゥンスを採用した理由として、ブリュクナーが鉱山学・鉱山技術の素養に欠けていることを特に指摘している。⁽³⁵⁾ かかる鉱業管理部の再構成により、前述の1847年の『規程』も1851年12月に改訂が施され、鉱山監督長は、重要な問題の裁決を除き、鉱山長の職務を実質的に代行することになった。以後、鉱山監督長は炭鉱の経営指導において中心的な役割を演じることになり、事実上、プレス侯領とニーダーシュレージエン（ホーホベルク家の所領）の鉱業組織を分離させる結果となった。⁽³⁶⁾

以上の鉱業組織の再編成で重要なのは、プレス侯領が鉱業特権を保持しながらも、実際はニーダーシュレージエンの王国鉱山局の管理機構を殆どそのまま導入していることである。そして、その指導的役割を担ったのは、同じくニーダーシュレージエンから登用された王国鉱山官吏であり、これは、18世紀の後半からホーホベルク家が当地のフルステンシュタイン領（freie Standesherrschaft Fürstenstein）で幾つかの炭鉱を所有していたことと関係している。⁽³⁷⁾ とくに、1850年代にヴァルデンプルク鉱山地帯の中で同家の所有する炭鉱（“Hochberg”, “Friedrich Ferdinand”）が労働生産性において最も高い水準を示していることに注目したい。⁽³⁸⁾ すなわち、プレス侯領の鉱業組織の再編成が、多くの点で、フルステンシュタイン領の炭鉱経営で培われた経験と方法に基づいていることは明らかである。⁽³⁹⁾

以下の第IV、第V章では、鉱業組織の再編成以後、実際の炭鉱事業がどのように展開されたか、について考察する。具体的には、1847～70年におけるプレス侯領の石炭鉱業の発展を採鉱技術と石炭販売市場の観点から捉えてみたい。

(34) AP Pszczyna, AKP VII-165, fol. 155, Jahres-Bericht über den Betrieb und die Geschäfts-Verwaltung der Steinkohlen-Gruben im Fürstenthum Pleß während des Rechnungsjahres 1851/52 ; AKP VIII-524, fol. 406-407, Schreiben des Fürsten an die Berg- und Hütten-Direction zu Nicolai vom 7. XII. 1851.

(35) AP Pszczyna, AKP VIII-524, fol.406.

(36) AP Pszczyna, AKP VIII-103, fol. 138-139, Nachtrag zum Reglement über Gesshäftsverwaltung, Betriebsleitung und Betriebsausführung der im Fürstenthum Pleß gelegenen Gruben d.d. Pleß den 28. Sept. 1847, d. 15. XII. 1851. 1868年、トゥンスの後任として、鉱山監督長に任命されたのもニーダーシュレージエンの王国鉱山官吏（鉱山官試補 Berg-Referendar R.グルンディヒ Rudolph Grundig）である。また、鉱業管理部と他の生産管理部との関係については、S. Hosoda : Położenie socjalne robotników..., s. 21 i n. を参照。

(37) H. Wegge : Der Bergbau in der Standesherrschaft Fürstenstein und im privilegierten Bergbaugebiete des Fürstenthums Pleß, Waldenburg 1892. S. 1.

(38) J. Sydor : Strajk górników wałbrzyskich w 1853 roku, “Studia i Materiały z Dziejów Śląska”, t. II, Wrocław 1958, s. 471.

(39) E. Zivier : Entwicklung des Steinkohlenbergbaues..., S. 40-41. も参照。

IV 出炭量と採鉱技術の進歩

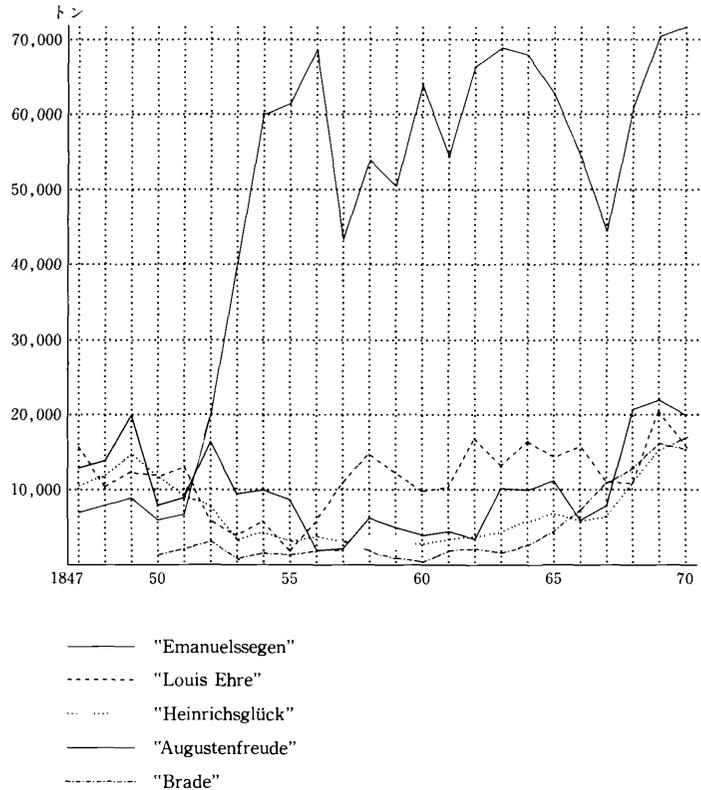
1847年から1870年までの間にプレス侯領の全炭鉱の出炭量は51,197 t から143,288へと約2.8倍の増大を示している（図2）。だが、かかる出炭量の増加率は、巨視的な観点から見れば、比較的緩やかなものであるといえよう。

なぜなら、同時期のオーバーシュレージエンの全出炭量においてプレス侯領の炭鉱が占める割合は、5.7%から2.4%へと半数以下となっているからである。⁽⁴⁰⁾ これには、例えば、他の地域の炭鉱数が増大したことを含め、幾つかの原因が考えられるが、プレス侯領の炭鉱が遅れをとった本質的な原因は、地質的に不利な立地条件に置かれていたことにあった。同領の炭鉱は、ザブジェ (Zabrze)・ケーニヒスシュütte (Königshütte)・カトヴィッツを貫く、オーバーシュレージエン鉱山地帯の主要な炭層群の南部に位置していたが、中心部（北部）と比較して、資源豊かな背斜炭層は地中深くに横たわっていたからである。それ故に、炭鉱経営は生産性・経済的効率性にお

いて劣勢にならざるを得なかったのである。⁽⁴¹⁾

まず最初に、プレス侯領全体の石炭量の推移を見てみよう。前述したように、1847年の飢餓チフスの伝染はプレス侯領の炭鉱を11週間の操業停止に追い込み、さらに1848年の政治的混乱によって経営機能は麻痺状態となった。その影響は、1847/48年度（7～6月）の出炭量が前年度に比べて

図2 プレス侯領の各炭鉱の出炭量（1874～1870年）



資料：E. Zivier : Entwicklung des Steinkohlenbergbaues im Fürstentum Pleß. Kattowitz 1913. S. 70-71.

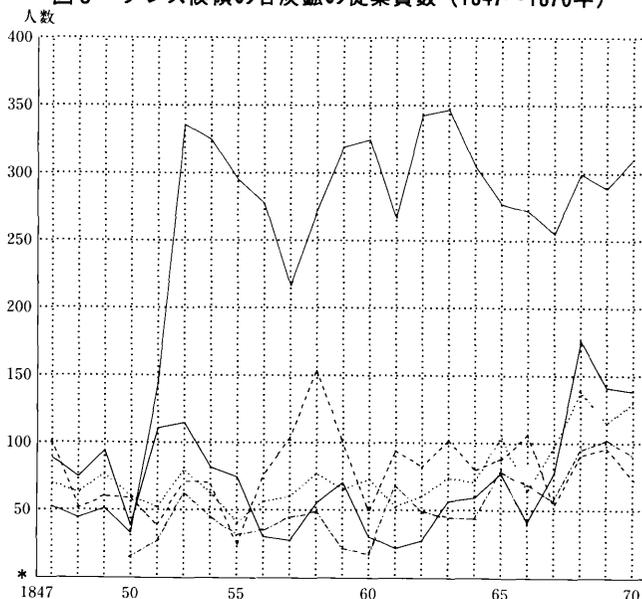
(40) オーバーシュレージエン全体の出炭量については、J. Jaros : Historia górnictwa węglowego..., s. 24, 44 を参照。

(41) H. Wegge : op. cit., S. 3-4.

12%減少していることに表れている⁽⁴²⁾。それ以後の時期については、オーバーシュレージエンの石炭鉱業全体に観察される景気の変動は、プレス侯領の出炭量の推移にも反映されている。例えば、1857年の恐慌の影響は、全出炭量の23.3%、エマヌエルスゼーゲン炭鉱では36.6%の落ち込みとして表れている⁽⁴³⁾（図2）。1866～67年では、普墺戦争（1866年）による非常事態（とくに国境封鎖）によって、出炭量は大幅に減少している。この2年間はプレス郡の全炭鉱が操業縮小を余儀なくされている。出炭量が回復し、再び上昇の傾向をみせるのは、1867年の後半になってからである⁽⁴⁴⁾。次に、各炭鉱の個別的状況に視点を転じてみよう。

本稿の扱う時期では計7の炭鉱が操業していたが、そのうちシャドック（Szadok）炭鉱とアンナ（Anna）炭鉱は50年代前半に廃坑となったため、以下の考察からは除外する。1850年に建設されたブラーデ炭鉱以外の四つの炭鉱は、ホーホベルグ家がプレス侯領を継承する1847年以前に開設されたものであり、とくにエマヌエルスゼーゲン炭鉱はオーバーシュレージエンの中でも最古の炭鉱として知られている。しかし、前述したように、アンハルト・ケーテン期末の各炭鉱の採鉱技術は極めて低い水準にあり、蒸気機関（排水用）が導入されていたのはルーイ・エーレ炭鉱だけで、従って出炭量も全般的に低迷状態が続いていた⁽⁴⁵⁾。

図3 プレス侯領の各炭鉱の従業員数（1847～1870年）



* 但し、1851年の従業員数は不明。

—— "Emanuelssen"
 - - - - "Louis Ehre"
 ····· "Heinrichsglück"
 - · - · "Augustenfreude"
 - - - - "Brade"

資料：E. Zivier : op. cit., S. 94-95

(42) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 10-11, 26-27.

(43) E. Zivier : op. cit., S. 52. 1857年の恐慌は特にオーバーシュレージエンの製鉄業を直撃し、これにより同産業への石炭販売量が減少している。K. Popiołek : op. cit., s. 50-51.

(44) Statistischer Verwaltungs-Bericht vom Kreise Pleß für die Jahre 1865, 1866 und 1867, Pleß 1868 (以下, SV 1865-1867 と略記), S.14. 普墺戦争がオーバーシュレージエン鉱山業に及ぼした影響と、その後の景気回復については、K. Popiołek : op. cit., s. 56, 60. を参照。

(45) S. Hosoda : Położenie socjalne robotników..., s. 23-30.

ホーホベルク期において、プレス侯領の各炭鉱の出炭量は、図2が示しているように、一様ではなく、むしろ極めて不均等な発展を描いている。その中でも飛躍的発展を遂げたのはエマヌエルスゼーゲン炭鉱で、1870年にはプレス侯領全体の50%以上の石炭を産出している。同炭鉱の出炭量は、1847年では全体の僅か14.2%にすぎなかったが、1852年には33.7%に達し、前年の2.85倍に増大している。1847～70年の間では7,245 tから72,188 tへと10倍の伸びを示し、従業員数も53人から312人へと6倍に増加している(図3)。これは、第III章で言及したように、1851年の『エマヌエルスゼーゲン炭鉱の出炭量60万樽^{トン}達成のための経営計画』(1樽=約183kg)を実施することによって得られた成果である。当時プレス侯と鉱山長ブラーデは同炭鉱の豊かな炭層に着目し、最新の鉱山学・鉱山技術の成果を導入し、さらに増産態勢に見合った一定の従業員を確保すべく、炭鉱周辺に労働者コロニーを建設することを決定したのである。また、この『経営計画』の実現は1852年に開通した鉄道(カトヴィッツ/エマヌエルスゼーゲン間)と密接に関係しており、後述するように、鉄道輸送によりエマヌエルスゼーゲン炭鉱の石炭販売市場は一挙に拡大することになる。

1847年以前のエマヌエルスゼーゲン炭鉱の操業状態については、鉱山長ブラーデは何よりも採掘方法の無計画性と後進性を指摘している。なかでも無原則におこなわれていた開坑・採掘準備(Vor-und Ausrichtung)の作業やドゥッケル式採掘(Duckelbau)などは「抜き掘り Raubbau」とも称せるものであった。⁽⁴⁶⁾「盲立坑式採掘 Gesenkbau」やキップルとロープによる時代遅れの排水方法のため、石炭採掘のコストは高く、販売価格を上回ったほどで、結局、この「盲立坑」は1846年に廃棄されている。⁽⁴⁷⁾鉱山長ブラーデの見解によれば、当時の技術的後進性は、具体的には、1845年になるまで横坑を掘進しなかったことと、時期尚早に中断水準(Mittelsohle)を、つまり本格的な坑内採掘を放棄してしまったことに由来しているという。⁽⁴⁸⁾

1847年からは、鉱山長ブラーデの指導の下、まず旧来の中段横坑(Mittelstollen)を拡張し、次に下段横坑(tiefe Stollen)を掘進することで、坑内採掘が可能となった。⁽⁴⁹⁾採掘準備の作業では、ニーダーシュレーゲンから仕繰り夫(Zimmerhauer)が動員されているが、おそらく彼らは当地のホーホベルク家の所有する炭鉱に所属していたものと思われる。⁽⁵⁰⁾上記の『経営計画』で提唱された技術革新の要である蒸気機関の導入は1851～52年に実現された。2本の巻上立坑に設置された各蒸気機関は排水用ではなく、石炭運搬に使用されている。「ハンス・ハインリヒ立坑」に設置されたのはボイラー2基を搭載した15馬力の柱付き高圧蒸気機関(Säulen-Hochdruck-Dampfmaschine)で、

(46) AP Pszczyna, AKP VII-538, fol. 133.

(47) Ibid., fol. 135-136 ; AKP VII-538, fol. 403, Prememoria betreffend die Steigerung der Förderung auf der Emanuels-Seegen Grube von 500,000 bis auf 1,000,000 Tonnen vom 26. V. 1863 ; AKP VII-155, fol. 7-8.

(48) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 7-8 ; AKP VII-538, fol. 134-135.

(49) AP Pszczyna, AKP VII-538, fol. 7-8 ; AKP VII-155, fol. 20-21.

(50) AP Pszczyna, AKP VII-167, fol. 322-323, Schreiben des Berginspektors an den Bergmeister vom 21. X. 1852.

この動力により積載量 $2^{1/2}$ 樽^{トン} (約458kg) のスキップ (Fördergefäß) が地下33.5mから地上へ運搬されている。「ハンス・ハインリヒ立坑」を補助する役割をもった、第二の「カール Carl 立坑」には5馬力の蒸気機関 (台車機械 Gestellmaschine) が設置され、同じく地下33.5mから積載量1樽^{トン} (約183kg) の小型スキップが昇降していた。また、この2本の立坑はカトヴィッツまで伸びる鉄道と連結しており、このことが石炭輸送の拡大と効率化を促進したのはいうまでもない。⁽⁵¹⁾

『経営計画』の実施により、エマヌエルスゼーゲン炭鉱は、坑内・坑外設備の面でも、他のプレス侯領の炭鉱を遙かに凌ぐことになった。これを具体的に示しているのが運搬軌条 (Schienenbahn) の距離数および炭車 (Förderwagen) 台数に関する1862年の資料である。この資料によれば、同炭鉱を除くと、鉄製軌条 (Eisenbahn) が敷設されているのはブラーデ炭鉱だけであり、その他は木製軌条 (Holzbahn) によって運搬作業がおこなわれている。また、全炭鉱の軌条距離数の約69% (5,822ラヒター Lachter), そして炭車台数の70%以上 (115台) がエマヌエルスゼーゲン炭鉱に集中していることから、同炭鉱と他の炭鉱との鉱山設備の格差が証明されよう。⁽⁵²⁾

さて、鉱山設備において他の炭鉱を大きく引き離れたエマヌエルスゼーゲン炭鉱だが、同炭鉱への設備投資は必ずしも計画どおりに実現されたわけではない。前述の1851年の『経営計画』によれば、当初は「ハンス・ハインリヒ立坑」と同規模の「アーデルハイト Adelheid 立坑」も建設される予定であった。小規模な「カール立坑」は、この二つの立坑を補助する応急手段でしかなかったが、石炭販売量が予想を下回ったために「アーデルハイト立坑」の建設は中止となった。⁽⁵³⁾その後、普墺戦争後の景気回復により、1868~69年の間に巻取機立坑 (Haspelförderschacht) が新たに設置され、積載量1/2樽 (約92kg) のケージ (Förderkasten) が牽引夫 (Zieher) の人力によって地上へ巻き上げられている。その間、他の立坑にも注目すべき技術的改善が施されている。1870/71年度の資料によれば、「ハンス・ハインリヒ立坑」では3基のボイラーをもつ16馬力の蒸気機関が新設され、その動力で積載量 $2^{1/2}$ 樽^{トン} (約458kg) の炭車が地上へ石炭を搬出する運搬工程が開発されている。一方、「カール立坑」の蒸気機関 (ボイラー2基) の出力は2馬力と低下してはいるが、ケージの積載量は1樽^{トン} (約183kg) と倍増している。⁽⁵⁴⁾これ以外にも、坑内運搬には斜向き坑道

(51) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 381, 388 ; AKP VII-538, fol. 403-404.

(52) AP Pszczyna, AKP VII-214, fol. 280-281, Zusammenstellung über die Längen der am Schlusse des Jahres 1862 auf den Gruben des Oberbergamtsbezirks Breslau vorhandenen Schienenbahnen. だが、他のオーバーシュレージエンの炭鉱と比較すれば、エマヌエルスゼーゲン炭鉱の石炭運搬方法は決して高い水準にあるわけではない。というのは、同炭鉱では鑄鉄製や圧延鉄製の軌条が敷設されておらず、一部では木製軌条も用いられていたからである。当時の坑内運搬の技術的發展については、J. Jaros : op. cit., s. 152 i n. を参照。

(53) AP Pszczyna, AKP VII-538, fol. 149-151, 157, 403-404.

(54) AP Pszczyna, AKP VIII-425, fol. 287, Bericht der Grubenverwaltung vom 24. VI. 1868 ; AKP VII-530, fol. 107-108, Betriebs-Bericht der Emanuels-Seegen-Grube pro I^{tes} Quartal 1870 vom 14. IV. 1870 ; AKP VII-128, fol. 11, Verzeichnis der auf den Steinkohlen Gruben im Fürstenthum Pleß beschäftigten Arbeiter, sowie der vorhandenen Dampfmaschinen am Schluß des Monats September 1871.

(Diagonale) が掘進され、採掘作業の効率化を促進している⁽⁵⁵⁾。なお、同炭鉱の採掘方式は、他のプレス侯領の炭鉱と同様に、当時のオーバーシュレーゲン鉱山業で最も普及していた炭柱式(Pfeilerbau)が採用されており、排水は専ら横坑を通じて処理されている⁽⁵⁶⁾。

以上の採鉱技術の進歩に伴い、労働生産性も上昇している。1847年～70年の間に、採炭夫一人の1工数(Schicht)当たりの労働生産性は2.3tから2.3～3.0tに漸増したにとどまるが、他方、運搬夫(Schlepper)の労働生産性は、2.7tから3.7～6.4t、牽引夫では3.2tから5.5tへと大幅に向上している。これは、採炭夫の仕事が主として個人的な熟練度を要求されるのに対して、運搬夫一般(Förderleute)の作業能率は鉱山設備の発展(とりわけ運搬軌条の拡張、炭車の稼働率)に直接的に依存しているからである。とくに、運搬夫から派生した新しい職種である車夫(Wagenstoßer)の労働生産性は1工数当たり13.7～14.7tに達している(1870年)⁽⁵⁷⁾。

1870年の出炭量を基準とした統計では、オーバーシュレーゲン工業地帯の全炭鉱(91)のうち、エマヌエルスゼーゲン炭鉱は21位に着けているが、他のプレス侯領の炭鉱(アウグステンフロイデ、ブラーデ、ハインリヒスグリュック、ルーイ・エーレ)は各順位は53, 55, 56, 59となり、経営単位としては中小規模の部類に属する⁽⁵⁸⁾。これは、技術的な問題としては、坑内採掘が未だ発展途上の段階にあり、従って採掘領域も狭い範囲に限定されていたことに帰着される⁽⁵⁹⁾。

1867年まで、エマヌエルスゼーゲン炭鉱を除く各炭鉱の出炭量は変動幅が大きく、一般的な傾向は認めがたいが(図2)、その根本的な原因としては不安定な販売市場との関係を指摘することができる(後述)。その結果、炭鉱操業を一時的あるいは部分的に停止する場合も少なくなく、それは各炭鉱の従業員数の推移にも投影されている(図3)⁽⁶⁰⁾。しかし、1867年以降、各炭鉱の出炭量がほぼ一様なテンポで増加の傾向を見せているのは注目される。エマヌエルスゼーゲン炭鉱の場合と比較して特徴的なのは、まず最初に輸送手段(とくに鉄道)の発達による販売市場の拡大が先行し、それに後続したかたちで採鉱技術や鉱山設備の改善がおこなわれていることである。販売市場の拡

(55) AP Pszczyna, AKP VII-526, fol. 500 ; AKP VII-530, fol. 103-107.

(56) AP Pszczyna, AKP VIII-425, fol. 287. 「・・・とりわけ小炭鉱にとって横坑のもつ意義は大きい。というのも、横坑は採掘作業にも併用されているため、費用のかかる蒸気機関を十数年余りも設置しなくても済むことが多かったからである」。J. Jaros : op. cit., s. 88-89.

(57) AP Pszczyna, AKP VII-167, fol. 162, Nachweisungs- und Förderungs-Kosten bei den Kohlen Abbau Arbeiten auf sämtlichen Freistandesherrlich Plessner Steinkohlen Gruben Pro A^{no} 1848/49 ; AKP VII-530, fol. 103-111, Betriebs-Bericht der Emanuels-Seegen-Grube pro I^{tes} Quartal 1870. オーバーシュレーゲン最大の規模を誇る王立ケーニヒ(König)炭鉱では、1870年の採炭夫の平均労働生産性は1工数当たり約3.5tである。J. Jaros : Historia kopalni Król w Chorzowie (1791-1945), Katowice 1962. s. 78.

(58) Zeitschrift für Gewerbe, Handel und Volkswirtschaft mit besonderer Berücksichtigung des Bergbau's und Hüttenwesens (以下、ZGHVと略記), Jg. 10 (1871), Anhang.

(59) A. Stępnik : Początki górnictwa węglowego w obszarze górniczym "Łaziska" (do połowy XIX w.), "Wiadomości Górnicze", R. 28 (1977), nr 3, s. 78.

(60) 炭鉱における就業状態及び労働力問題については、細田前掲論文を参照。

大の原因となった輸送手段の問題に関しては次章に譲ることにし、以下、各炭鉱の採鉱技術とその主要な変化について概観してみよう。

まず、ブラーデ炭鉱であるが、60年代後半までの同炭鉱の出炭量は極めて低い水準で停滞している。後述するように、これには販売市場と輸送手段の問題が絡んでいるが、鉱山設備の点（軌条距離数、炭車台数）でも立ち遅れていたことは否めない⁽⁶¹⁾。しかし、60年代後半から同炭鉱は比較的速いテンポで出炭量を増やし、1865～70年には3.6倍に急増している（図2）。この増産態勢を技術面から支えたのが1865年12月に開鑿された「ボルコ Bolko 立坑」であり、ここで初めてブラーデ炭鉱に蒸気機関が導入されている。この巻上立坑の石炭運搬は、2基のボイラーを搭載した6馬力の蒸気機関が動力となり、鉄道輸送とも連結し、次章でみるように販売量の増大にも貢献することになる⁽⁶²⁾。

採鉱技術の点で最も遅れをとっていたのは、アウグステンフロイデ炭鉱とハインリヒスグリュック炭鉱である。1847年の報告によれば、とくに当時のハインリヒスグリュック炭鉱は、エマヌエルスゼーゲン炭鉱の場合と同じく、「悲惨な」状態であり、「炭鉱 Grube」というよりは「暫定的採掘 Notbau」⁽⁶³⁾という段階であった。しかし、同年に採掘作業が計画的に着手されてから、従来までキップルとロープを用いた非経済的な方法でおこなわれていた排水作業も回り坑道によって処理されるようになった⁽⁶⁴⁾。その後、同炭鉱は横坑を通じて開坑されている⁽⁶⁵⁾。一方のアウグステンフロイデ炭鉱では当初は横坑1本だけだったが、後に上下段一対の横坑が掘り下げられている⁽⁶⁶⁾。とはいえ、両炭鉱の技術水準の低さは、1870年まで人力の巻取機立坑が稼働していただけでなく、とくにハインリヒスグリュック炭鉱では主要な運搬手段として前時代的な「すら Schlepptrog」⁽⁶⁷⁾が用いられていたことに表われている⁽⁶⁸⁾。1868年から両炭鉱の出炭量は上向きになるが、ここで指摘すべきは、1871年にハインリヒスグリュック炭鉱にボイラー1基を備えた6馬力の汽力巻上機（transportable Fördermaschine）⁽⁶⁹⁾が導入され、翌1872年には2本の巻上立坑に配置されたことである⁽⁷⁰⁾。実質的な技

(61) 注(52)を見よ。同炭鉱は回り坑道（Rösche）によって開坑されている。AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 386.

(62) AP Pszczyna, AKP VII-214, fol. 291 ; AKP VII-128, fol. 11.

(63) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 7, 19.

(64) Ibid., fol.19 : AKP VII-561, fol. 3-4.

(65) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 384 ; AKP VIII-425, fol. 287.

(66) AP Pszczyna, AKP VII-155, fol. 18 ; AKP I-75, fol. 385.

(67) AP Pszczyna, Landratsamt in Pleß（以下、LPと略記）691, fol. 121, Uebersicht der Production des Bergwerks-Hütten-und Salinenbetriebs auf den der Administration der Bergwerksbehörden nicht unterworfenen Werken im Kreise Pleß (1870).

(68) 注(52)。

(69) AP Pszczyna, AKP VII-128, fol. 11.

(70) AP Pszczyna, LP-691, fol. 188-190, Uebersicht des Bergwerks-und Hüttenbetriebes auf den in Administration befindlichen Werken Sr. Durchlaucht des Fürsten von Pleß für das Jahre 1872.

術革新を迎えた同炭鉱の出炭量は1870～72年に約1.8倍に増大している。⁽⁷¹⁾

1847年にホーホベルク家がプレス侯領を継承した時点で、例外的に「規準に適った状態」と評価されたのがルーイ・エーレ炭鉱であった。開坑・採掘準備は採掘作業との関係において正規な方法で実施されており、「将来に負担をかけることなく」、そのまま炭鉱運営が続行可能であったとき⁽⁷²⁾れる。同炭鉱の出炭量の推移も著しい振幅を描いているが、これには、石炭販売の不振の他に、火災事故（1855年）等が影響を及ぼしている。⁽⁷³⁾また、1841年に設置された旧式の汽力排水機の修理費・維持費が少なからぬ負担となり、石炭の原価が上昇したため、1854年には休坑が検討されるまでに至っている。⁽⁷⁴⁾その打開策として、1856年には新しい汽力排水機（15馬力の高圧衝挺式蒸気機関 Hochdruck-Balancier-Dampfmaschine）が設置され、これにより地下27.2mから毎分75立方⁽⁷⁵⁾の揚水が可能となったといわれる。1870年の資料によれば、ルーイ・エーレ炭鉱には人力の巻取機立坑が配置されており、積載量^{トン}2樽（400kg）のスキップが地上へ石炭を搬出し、坑内運搬では同じく積載量^{トン}2樽⁽⁷⁶⁾の炭車が使用されている。1868年以降、同炭鉱の出炭量は一時的には増大するが、すでに頭打ちの状態にあった。これは基本的には地質的・技術的な問題に起因している。70年代初頭には採掘領域の水準（Sohle）はすでに限界に達していたが、それ以上の深く掘進することも他の採掘水準を開発することも実行されなかった。これは坑内の湧水量を処理できなくなったからであり、最終的には1873年10月にルーイ・エーレ炭鉱は閉山となった。⁽⁷⁷⁾

さて、これまでも指摘したように、各炭鉱の発展は、採鉱技術の進歩だけでなく、石炭販売市場の問題とも密接に関連している。次章では、鉄道やその他の交通機関の発達を媒介とした販売市場の拡大ないしは変遷に焦点を当ててみよう。

V 石炭販売市場と交通機関の発達⁽⁷⁸⁾

(71) E. Zivier : op. cit., S. 70.

(72) 鉱山長ブラーデは、同炭鉱の良好な状態を偏に坑夫長C. ゲッツェ（Carl Goetze）の功績と評価し、1851年、彼を増産態勢を目前に控えたエマヌエルスゼーゲン炭鉱の坑夫長に起用した。AKP VII-155, fol. 9, 22-23 ; AKP VII-138, fol. 266-267.

(73) AP Pszczyna, AKP VII-168, fol. 19, Schreiben des Berginspektors vom 30. IV. 1855 ; AKP VII-158, fol. 20, 24 ; AKP VII-158, fol. 28-55.

(74) AP Pszczyna, AKP VII-168, fol. 21-22, Schreiben an die Berg-und Hütten-Direction vom 5. IX. 1854, Pleß ; Schreiben des Bergmeisters vom 14. IX. 1854 ; Schreiben des Schichtmeisters vom 22. IX. 1854.

(75) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 383.

(76) AP Pszczyna, LP-691, fol. 121 ; AKP VIII-585, fol. 24.

(77) E. Zivier : op. cit., S. 49 ; AP Pszczyna, AKP VII-585, fol. 24.

(78) 本章で石炭の販売価格の問題が考察の対象から外されているのは以下の理由からである。まず第一に、本稿の扱う時期におけるオーバーシュレージエンの石炭価格を分析した研究文献がこれまで皆無に等しいこと、第二に、価格形成を規定する一要因である炭質の問題を、粒度を基準とした当時の石炭分類法から具体的に検討することは困難だからである。

1847～70年の時期においてプレス侯領の全炭鉱の石炭販売量は、41,029 tから137,669 tへと約3.4倍に増大している（表1）。その推移は出炭量のそれとほぼ同じ傾向と振幅を描いており、普墺戦争後、一様に上昇しているのが認められる。そして重要なのは、各炭鉱に共通することであるが、この販売量の増加が販売市場の変遷を前提としていたことである。以下、プレス侯領の石炭鉱業における販売市場の問題を、各炭鉱の立地条件や交通（輸送）機関の発達との関係を中心に考察してみよう。

エマヌエルスゼーゲン炭鉱の石炭販売量は、出炭量と同様に、1847～70年の間におよそ11倍に上昇している。すでに言及したように、この飛躍的な発展は1852年の鉄道開通による販売市場の拡大と連繫している。まず、鉄道開通以前の同炭鉱の状況に注目してみたい。

表1：プレス侯領の各炭鉱の石炭販売量 1847～1870年 （単位：t）

炭鉱 年別	エマヌエルス ゼーゲン	ルーイ・ エーレ	ハインリヒス グリュック	アウグステン フロイデ	シャドック	ブラーデ	アンナ	合計	指数
1847/48	6 389	13 478	8 291	9 291	3 580			41 029	100.0
1848/49	5 833	8 747	10 637	7 764	1 165			34 146	83.2
1849/50	6 003	11 103	14 827	7 086	1 170	229		40 418	98.5
1850/51	6 651	12 895	9 826	7 600	1 732	1 429		40 133	97.8
1851/52	5 397	7 668	6 812	9 378	1 491	1 950	449	33 145	80.8
1852/53	21 552	4 397	5 038	12 013		1 653		44 658	108.8
1853/54	66 900	.	5 078	10 120		3 158		.	.
1854/55	43 969	5 066	3 234	8 411		1 692		62 372	152.0
1855/56	64 417	.	6 329	5 591		1 921		.	.
1856/57	54 408	6 640	3 027	2 797		4 125		70 997	173.0
1857	46 024	10 564	3 477	3 248		3 969		67 462	164.4
1858	50 595	13 095	3 348	6 368		1 214		74 620	181.9
1859	40 578	7 457	3 605	4 138		733		56 511	137.7
1860
1861	54 347	11 441	4 357	4 004		1 862		76 011	185.3
1862	55 458	14 948	4 353	4 748		2 434		81 977	199.8
1863	63 292	13 717	4 634	7 563		1 958		91 164	222.2
1864	62 086	13 454	5 434	9 246		2 574		92 794	226.2
1865	57 938	15 300	6 608	8 473		3 644		91 963	224.1
1866	45 877	9 972	5 355	5 248		6 334		72 786	177.4
1867	44 921	6 415	6 817	9 992		10 715		78 860	192.2
1868	58 497	16 901	10 035	19 931		13 634		118 998	290.0
1869	64 393	16 012	9 118	19 941		16 914		125 659	306.3
1870	70 012	16 727	13 833	20 263		16 834		137 669	335.5

資料：会計年度1847/48～1856/57：AP Pszczyna, AKP VII-116, fol. 54-55, 63-64, 70, 76, 81, 87, 94, 105, 111, 119, 133, 144, 149, 153, 156, 162, 165, 168, 171, 175, 177, 181, 189, 194, 201, 205, 209, 213, 216, 220, 226, 230, 234, 236, 241, 245, 252；AKP VII-165, fol. 481, 616；AKP VII-526, fol. 157, 263, 355, 433, 531；1857～1870年：E. Zivier：Entwicklung des Steinkohlenbergbaues..., S.76-77.

1852年以前のエマヌエルスゼーゲン炭鉱の石炭販売量は極めて低い水準にとどまっている。その主な原因は、同炭鉱が森林に囲まれ、交通手段から隔絶された場所に位置していたことにある。主要な鉄道路線やクロドゥニッツ (Klodnitz) 運河から遠く離れていたため、当時、石炭を出荷するには、通称ヴェクトゥラント (Vecturant) と呼ばれる御者に託した荷馬車輸送しか手段がなかった。⁽⁷⁹⁾このため、同炭鉱は、他のプレス侯領の炭鉱と共通することだが、国内販売には不利な立地条件に置かれており、石炭の供給先は、領内の工場施設以外は、その大部分が近隣のオーストリア領のビエリッツ (Bielitz)、ピアラ (Biala) やガリチア (Galizien) 地方の製造業者であった。しかし、エマヌエルスゼーゲン炭鉱をつなぐ交通路の利便が悪く、道路も舗装されていない状態だったので、このような石炭販売に活気があったのは需要が集中する冬場だけであった。⁽⁸⁰⁾この道路輸送に関していえば、プレス侯の出資によってコビエール (Kobier) / エマヌエルスゼーゲン間に舗装された街道が建設されたのは1866年11月のことである。⁽⁸¹⁾鉄道が開通されてからも、荷馬車輸送による石炭販売は一定の役割を演じており、例えば1870年の統計では全販売量の22%を占めている。⁽⁸²⁾次に、鉄道開通後の販売状況の変化をみてみよう。

プレス侯領を継承した時点でハンス・ハインリヒ10世は自己資金でエマヌエルスゼーゲン炭鉱からカトヴィッツまで鉄道を敷設することを計画していた。この計画は鉱工業を活性化させるだけでなく、開発が遅れていた当地域の農林業を振興させることをも目的としていた。だが、「三月革命期」の政治的混乱により、この計画自体は頓挫する。政治状況が沈静化した1849年、オーバーシュレージエン鉄道会社 (Oberschlesische Eisenbahn-Gesellschaft) はプレス侯に共同で同区間に馬車鉄道を建設することを申し入れたが、両者協議の結果、蒸気機関車による鉄道を開設することが決定された。というのは——すでに当時、オーバーシュレージエン産の石炭がベルリン市場に鉄道輸送されていたが——効率性や競争力に劣る馬車鉄道ではイギリスから輸入される低価格の石炭と対抗できないと判断されたからである。⁽⁸³⁾1852年12月6日に運行を開始した鉄道輸送は、エマヌエルスゼーゲン炭鉱全体の石炭販売量を1850/51年度の5,397 t から1853/54年度には66,900 t へと12倍以上に引き上げている (表1)。1870年には鉄道輸送による石炭の販売量は54,543 t に達し、全体の78%⁽⁸⁴⁾に相当している。

(79) 隷農制の廃止後、農民層から発生した御者の集団 (Vecturant) については、以下の文献に概括的な記述がある。

Th. Schück : Oberschlesien. Statistik des Regierungs-Bezirks Oppeln, Iserlohn 1860, S. 86-87 ; K. Franzke : Die oberschlesischen Industriearbeiter von 1740-1886, Breslau 1936, S. 47-48.

(80) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 382.

(81) Statistik und Verwaltung des Kreises Pleß, die Jahre 1859, 1860 und 1861 umfassend, Pleß 1863 (以下, SV 1859-1861 と略記), S. 61 ; SV 1865-1867, S. 18.

(82) ZGHV, Jg. 10 (1871), Anhang.

(83) AP Pszczyna, AKP VII-538, fol. 140-147. オーバーシュレージエン工業地帯からベルリン市場に向けた石炭販売状況については, J. Jaros: Historia górnictwa..., s. 56 i n. を参照。

(84) 注 (82)。

さて、鉄道の開通によって石炭の販路はどの程度拡大されたのであろうか。まず、1852～53年の間に、エマヌエルスゼーゲン炭鉱はブレスラウとベルリンに新たな市場を獲得し、また、僅かな販売量でしかないが、ウィーンにも石炭を出荷している（表2）。取引先としては、ブレスラウの運送業者C. シーレルが全体の販売量の70%を購入しており、続いてベルリンの卸売商人H. ミュラーの順になっている。なお、ブレスラウのプレス侯領石炭貯蔵所は、当地での販売促進を目的に、⁽⁸⁵⁾ 鉄道輸送が開始される直前に設立されたものである。

表2：エマヌエルスゼーゲン炭鉱からの鉄道輸送による石炭の販売と供給（単位：トン）
（1852年12月6日～1853年9月24日）

顧客/供給先（所在地）	塊炭	特塊炭	小塊炭	計
1. C. シーレル（ブレスラウ）	17 784	1 759	2 740	22 283
2. H. ミュラー（ベルリン）	3 667	910	1 398	5 975
3. プレス侯領石炭貯蔵所（ブレスラウ）	2 276	61	50	2 387
4. プレス侯領の各生産部門	11	7	307	325
5. ベターニエン病院（ブレスラウ）	16	—	—	16
6. W. ハイน์リヒ（ウィーン）	5	—	—	5
合計	23 759	2 737	4 495	30 991

注1) 当時の1樽を $3^{2/3}$ Ztr.としてトン（1,000kg）に換算
資料：AP Pszczyna, AKP VII-417, fol. 375.

だが、10年後の1862年には、主な販売市場は、以下のごとく、シュレージエンに限定されているとよい：①E. ゲーベル（所在地：ブリーク Brieg）——18,333 t，②C. シーレル（ブレスラウ）——16,000 t，③ヴィルヘルム鉄道（Wilhelmsbahn）——5,500 t，④プレス侯領石炭貯蔵所（ブレスラウ）——5,500 t。1852～53年と比較して重要なのは、原因は定かではないが、ベルリン市場への販売が途絶えていることである。また、ヴィルヘルム鉄道が登場しているのは、同鉄道が1858年にオーバーシュレージエン鉄道からカトヴィッツ／エマヌエルスゼーゲン間の支線を賃借したからである。⁽⁸⁶⁾ 1863年には、販売市場を開拓する拠点として、レオブシュッツ（Leobschütz）とウィーンにもプレス侯領の石炭貯蔵所が設立されている。⁽⁸⁷⁾

普墺戦争による両国間の国境閉鎖は1867年5月まで続いたが、⁽⁸⁸⁾ この影響によりエマヌエルスゼーゲン炭鉱の石炭販売量は20.8%まで減少した（1865～66年）。1867年の後半以降は、国内市場とともに、オーストリア向の販売量が増加の傾向を見せている。というのは、1869/70年に、ショッピニ

(85) E. Zivier : op. cit., S. 41.

(86) AP Pszczyna, AKP VII-138, fol. 17 ; Th. Schück : op. cit., S. 614.

(87) E. Zivier : op. cit., S. 53-54.

(88) SV 1865-1867, S. 18.

ッツ (Schoppinitz) / エマヌエルスゼーゲン / プレス / ジェジッツ (Dziedzitz) 間に鉄道 (Rechte-Oder-Ufer-Bahn) が敷設され、オーストリアの鉄道と接続されたからである。1869~70年の間に、オーストリアの輸出量は5,219 t から7,965 t へと増加し、鉄道輸送による販売量の11.2%から14.6%へと伸びている。表3は1870年前半期の石炭の出荷先を示しているが、1862年と同様、シュレー⁽⁹⁰⁾ジェンが主要な販売市場となっていることが読み取れる。なかでも、鉄道会社が最大の顧客になっているのは注目してよい。また、唯一の国外市場であるオーストリアへの石炭輸出は、まず一旦、ウィーンの貯蔵所に集荷されているため、実際の販売先を確定することはできない。プレス侯領の工場施設への石炭供給に関しては、第I章で述べたように、この時点で領内の製鉄所との需給関係が消滅しているのが察知されよう。

表3 エマヌエルスゼーゲン炭鉱からの石炭の販売と供給 (1870年前半期) (単位: トン⁽¹⁾)

顧客/供給先 (所在地)	塊炭	特塊炭	中塊炭	小塊炭	乾微粉炭	計
I. 鉄道輸送						
1. ヴィルヘルム鉄道管理局	6 742	—	—	—	—	6 742
2. プレス侯領石炭貯蔵所 (プレスラウ)	5 518	195	33	834	—	6 580
3. プレス侯領石炭貯蔵所 (レオブシュッツ)	1 817	50	—	1 784	—	3 651
4. E. ゲーベル (プリーク)	2 952	30	—	88	—	3 070
5. プレス侯領石炭貯蔵庫 (ウィーン)	2 547	—	—	—	—	2 547
6. 製糖工場 (ピッサジョヴィッツ ²⁾) / レヒテ・オーデル・ウーファー鉄道	594	7	—	—	—	601
7. アレンドルフ / ドンブロフスキー (カトヴィッツ)	—	—	164	74	—	238
8. E. ザックス (カトヴィッツ)	—	—	98	—	—	98
9. その他	432	171	379	433	—	1 415
II. 荷馬車輸送による販売	1 389	859	980	938	210	4 376
III. プレス侯領の各生産部門 ³⁾	430	339	453	1 880	—	3 102
IV. エマヌエルスゼーゲン炭鉱内での消費 ⁴⁾	121	230	42	45	236	674
合 計	22 542	1 881	2 149	6 076	446	33 094

注1) 表2の注1) を参照。

2) グライヴィッツ郡

3) 内訳: 生産物倉庫, ビール醸造所, 蒸留酒製造所, 石灰工場, 煉瓦工場, 汽力製粉所, 製材所, 農業管理部, 職員・労働者への無料配給 (家庭用燃料)

4) 内訳: 機械用燃料, 職員・労働者への無料配給 (家庭用燃料)

資料: AP Pszcyna, AKP VII-530, fol. 117-119, 141-142.

(89) E. Obst/H. Freymark: Die Grundlagen der Verkehrsentwicklung Schlesiens und die Entstehung des schlesischen Eisenbahnnetzes, Breslau 1942, S. 123. 当時, 活気を帯びてきたオーストリアへの石炭輸出については, K. Fuchs: Vom Dirigismus zum Liberalismus..., S. 211 ff. がその全体状況を要約している。

(90) ZGHV, Jg. 9 (1870), Oberschlesiens Steinkohlen-Production im Jahre 1869; Jg. 10 (1871), Anhang.

他のプレス侯領の炭鉱（ラツィスク Lazisk 地区）に関しては、史料上の制約もあり、具体的な石炭の販売ルート（顧客）を追求するのは困難である。同領の工場施設への供給を除けば、石炭販売の多くは荷馬車輸送による小口の注文によって支えられており、極めて不安定なものであった。少なくとも1860年代後半までの販売市場は、鉄道が開通する以前のエマヌエルスゼーゲン炭鉱と同じく、近隣のオーストリア領やニコライ、プレス、ゾーラウ（Sohrau）等の周辺都市に限られていた。⁽⁹¹⁾

エマヌエルスゼーゲン炭鉱を除けば、鉄道と直結していたのは、専用の貨物駅をもっていたブラーデ炭鉱だけである。「ブラーデ炭鉱」駅は、1856年12月に開通した、ネンザ（Nensa）／リブニク（Rybnik）／オジェシェ（Orzesche）／ニコライ間を結ぶ支線上にある（ヴィルヘルム鉄道）。この支線は1858年にはニコライからカトヴィッツまで延長されている。⁽⁹²⁾だが1868年まで、ブラーデ炭鉱や隣接するアウグステンフロイデ炭鉱からの鉄道輸送による石炭販売量は殆ど取るに足らないものである。その原因は、販売市場の問題よりはむしろ運搬工程の機械化が遅れていたことにある。このため、個々の巻上立坑から鉄道までの運送費は割高となり、貨物停車場での積荷作業も多くの労働力＝人件費を要するものであった。⁽⁹³⁾前章で言及したように、鉄道輸送による石炭販売が本格的に軌道に乗りはじめるのは、1865年12月に鉄道線路と連結した機械巻上立坑が建設されてからのことである。これと関連して指摘すべきは、1865年11月にアウグステンフロイデ炭鉱と「ブラーデ炭鉱」駅の荷積み場をつなぐ運搬路が完成したことである。この結果、鉄道までの運送費が従来の半分に節約され、同炭鉱からの石炭の鉄道輸送も態勢が整うことになった。⁽⁹⁴⁾

60年代後半以降に急速に発達した鉄道網はプレス侯領の各炭鉱販売を促進した（表1）。1865年、フリードリヒ炭鉱（所在地：オジェシェ）／ラツィスク間に鉄道が敷設され、⁽⁹⁵⁾1870年には同路線はティハウ（Tichau）まで到達し、⁽⁹⁶⁾ブラーデ炭鉱、アウグステンフロイデ炭鉱だけでなく、ハインリヒスグリュック炭鉱にも新しい販路を提供した。1870年の統計によれば、これらの炭鉱の石炭販売量に占める鉄道輸送の割合は、順に98.9%、49.9%、19.0%となっている。そのうち、唯一の国外市場であるオーストリアへの輸出はブラーデ炭鉱とアウグステンフロイデ炭鉱では、それぞれ僅か

(91) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 383-387.

(92) SV 1859-1861, S. 58 ; Th. Schück : op. cit., S. 613-614.

(93) AP Pszczyna, AKP VII-601, fol. 46, 8^{tes} Haupt Betriebs Protocoll von der Steinkohlengrube Brade bei Ober Lazisk vom 13. V. 1857 ; ibid., fol. 52, 9^{tes} Haupt Betriebs Protocoll von der Steinkohlengrube Brade bei Ober Lazisk vom 3. V. 1858.

(94) AP Pszczyna, AKP VII-159, fol. 60, 68, Betriebs-Bericht von den Fürstl. Plessner Steinkohlenwerken (Quartal IV 1866).

(95) SV 1865-1867, S. 17.

(96) G. Schyma : Die Begründung und Ausgestaltung des oberschles. Eisenbahnnetzes bis zum Jahre 1870, "Mitteilungen des Beuthener Geschichts- u. Museumsvereins", H. 11/12 (1928/29), S. 54.

1.0%と1.8%でしかなく、ハインリヒスグリェック炭鉱からは鉄道による輸出はおこなわれていない。⁽⁹⁷⁾すなわち、この場合、鉄道網の発達は主として国内市場の開拓に貢献し、オーストリア市場に依存していた従来の石炭販売の方向を転換させたといえよう。

一方、輸送手段の面において最も不利な立地条件に置かれていたのは、道路・鉄道のいずれにも接点を欠いていたルーイ・エーレ炭鉱（所在地：ヴェッソラ Wessolla）であった。それは、同炭鉱が当地の亜鉛工場に石炭を供給することを目的に建設されたことと関係している。プレス侯領以外では、主にオーストリアに向けて石炭が出荷されていたが、交通上の不便から、販売状況は極めて不安定なものであった。⁽⁹⁸⁾前章でみたように、同炭鉱は1873年に廃坑となるが、以前から販売面でも苦境に立たされている。興味深いのは、他のプレス侯領の炭鉱とは反対に、周辺地域の鉄道網の発達がルーイ・エーレ炭鉱の石炭販売にとって、少なくとも当初はマイナスに作用したことである。1859年、ミスロヴィッツ／ノイベルン（Neuberun）間に鉄道は開通し、1861年に同路線はノイベルンからオーストラリア領のアウシュヴィッツまで延長され、クラカウ／ウィーン間を運行する鉄道に接続されている。⁽⁹⁹⁾だが、暫くの間、ルーイ・エーレ炭鉱はこのような鉄道輸送の進展から取り残されていただけでなく、むしろ損害を被ることになった。というのは、鉄道が開通してから、同炭鉱の石炭運送に従事していたオーストリアの御者（Vecturant）の往環が激減したからである。その結果、石炭販売の低迷が続き、操業率が50%に短縮されることも稀ではなかった。⁽¹⁰⁰⁾さらに、以前から業績不振に陥っていた亜鉛工場が1866年に操業停止となったことは炭鉱経営にとって深刻な打撃となり、⁽¹⁰¹⁾そして普墺戦争による国境閉鎖が追い討ちとなって、1866年の販売量は前年比で34.8%も減少している（表1）。⁽¹⁰²⁾1868年以後数年間、販売量は増加傾向を示しているが、これは1869年よりプシエムザ（Przemsza）川の船舶輸送を通じてポーランド王国に石炭が出荷されるとともに、翌1870年から鉄道輸送が開始されたためである。後者の場合、出荷先はすべて国内市場であるが、その果たした役割はごく限られたものである。⁽¹⁰³⁾1870年の全販売量のうち、荷馬車輸送と船舶輸送の比率が49.2%と37.6%であるのに対し、鉄道輸送のそれは僅か13.2%にすぎない。⁽¹⁰⁴⁾

(97) ZGHV, Jg. 10 (1871), Anhang.

(98) AP Pszczyna, AKP I-75, fol. 220, 383-384.

(99) SV 1859-1861, S. 59 ; K. Fuchs : op. cit., S. 171.

(100) AP Pszczyna, AKP VII-158, fol. 246-247, Betriebs-Bericht von den Fürstl. Plesser Steinkohlenwerken pro Monat Juli 1859.

(101) AP Pszczyna, AKP VII-168, fol. 21 ; E. Zivier : Hans Heinrich XI.... S. 316.

(102) AP Pszczyna, AKP VII-159, fol. 101, Betriebs-Bericht von den Fürstl. Plesser Steinkohlenwerken (Quartal IV 1867).

(103) ZGHV, Jg. 10 (1871), Anhang. 鉄道網が発達してからも、プシエムザ川は、オーバーシュレージェン工業地帯の東部に位置する炭鉱の石炭輸送手段として一定の役割を果たしている。この船舶輸送を通じて石炭は主にポーランド王国に出荷されており、当地の亜鉛工場が最大の顧客となっていた。K. Fuchs : op. cit., S. 162-163.

(104) E. Zivier : Entwicklung des Steinkohlenbergbaues..., S. 88-89.

VI 結 語

最後にこれまでの考察から明らかになったことを要約しよう。本稿の対象とするプレス侯領の石炭鉱業は、オーバーシュレージエン全体から見れば、中心から外れた^{マージナル}周縁的な存在であるが、例外的にプロイセン鉱山局の監督を免れていた点で特殊な位置を占めている。しかし、鉱山支配権(Bergregal)を維持し、国家に対する租税義務を免税されるなどの特権を享受してきたのにもかかわらず、ホーホベルク家がプレス侯領を相続する以前のアンハルト・ケーテン期の石炭鉱業は、まさしく国家の監督と干渉を排除してきたことが逆効果となって表れ、技術的に立ち遅れていたばかりでなく、経営機構においては無秩序と無規律が支配する状態であった。1847年以後のホーホベルク期で実行された鉱業組織の改革は、まず、鉱業管理部を新設することから始まり、その指導的地位に就いたのはニーダーシュレージエンから抜擢された王国鉱山官吏であった。さらに、ニーダーシュレージエンの鉱業組織を模範とした鉱業管理部職員の服務規程が成文化されることによって、プレス侯領の鉱業組織は制度的に再編成されることになった。これを換言すれば、ホーホベルク家は、鉱山支配権を保持しつつ、実質的にはニーダーシュレージエンの王国鉱山局の管理システムをプレス侯領の炭鉱に導入したと捉えることができよう。

以上の鉱業組織の再編成は、プレス侯領の領主経営の機構的改革、すなわち各生産・経営部門の自立化＝脱中央集権化の一環として遂行されたものであり、同時期にはオーバーシュレージエンの他のマグナートン経営にも同様の改革が観察される。しかし、プレス侯領の石炭鉱業の場合、このようなマグナートン(プレス侯)による、いわゆる「近代化政策」の背景として看過してはならないのは、ホーホベルク家がニーダーシュレージエンの所領で、すでに炭鉱経営の経験と実績を積んでいたことである。そして、このような経営組織の改革は実際の炭鉱事業の発展にも寄与することになる。

プレス侯領の炭鉱の多くはホーホベルク家が同領を継承する以前に成立しており、各炭鉱に共通する点は、国内販売にとって地理的に不利な立地条件に置かれていたことである。荷馬車輸送による石炭の出荷先は、領内の工場施設等を除けば、周辺地域や近隣のオーストリア領に限られており、その結果、出炭量は全体的に横這い状態が続いていた。

これに対し、本稿の対象とする1847～70年では、プレス侯領の全出炭量は約2.8倍に増大している。この出炭量の推移にはオーバーシュレージエン全体の景気変動が反映されているが、各炭鉱の発展は一樣ではなく、エマヌエルスゼーゲン炭鉱が突出した形で急成長しているのが特徴である。出炭量を10倍に増加させた同炭鉱の飛躍的発展は、1851年の鉄道開通を契機に、プレス侯領の鉱業管理部が計画的に設備投資をおこなった成果である。とりわけ、1851-1852年の蒸気機関の導入は、運搬工程の機械化を実現させるなど、労働生産性の向上に貢献した。この出炭量の急増は鉄道輸送

と連結した石炭販売市場の拡大と変遷に依拠しており、同炭鉱の石炭はプレスラウやベルリンの市場へ出荷されるようになり、60年代からはシュレージエンが主要な市場として定着していく。また、鉄道網の進展により、60年代末から、オーストリアにも販路を拡げており、重要な石炭の出荷先である、プレスラウ、レオプシュッツ、ウィーンには石炭貯蔵所が設立され、各地の販売拠点として機能していた。

一方、他のプレス侯領の炭鉱においては、設備投資が抑制され、採鉱技術の点で立ち遅れた状態が続いており、各炭鉱の出炭量の低迷ないし変動は不安定な石炭の販売状況にも起因していた。だが60年代後半から、ここでも蒸気機関を動力とする運搬工程の機械化が推進され、出炭量は増加傾向を示すようになる。その直接的な原因となったのは、オーバーシュレージエンにおける鉄道網の発達である。というのは、エマヌエルスゼーゲン炭鉱の場合と同様に、各炭鉱（ルーイ・エーレ炭鉱を例外として）は、鉄道輸送を通じて国内市場を開拓し、石炭販売を増大させる活路を見出だしたからである。

すなわち、ホーホベルク家による「近代化政策」は、まず鉱業組織の再編成を遂行し、次に当時の鉄道制度の発達と緊密に関連することによって、技術革新と販売市場の拡大を実現し、それまで停滞状況に置かれていたプレス侯領の炭鉱に新たな発展の回路をもたらしたのである。

（付記） プレス侯領の石炭鉱業の発展は、一方で労働力の「近代化」を不可欠の条件としていた。この問題の分析については別稿を参照されたい。⁽¹⁰⁵⁾

（横浜国立大学非常勤講師）

(105) 細田前掲論文、注（1）を参照。